世界も驚く「DAIYO-KANGOKU」

「代用監獄」と国連拷問禁止委員会・人権理事会・自由権規約委員会勧告

2012年12月

日本弁護士連合会

国連拷問禁止委員会・自由権規約委員会は代用監獄の廃止を求めました

2007年から2008年にかけ、国連の人権条約や人権理事会に基づく対日審査が相次いで実施されました。

まず、2007年5月、拷問等禁止条約[1※]に基づき、日本政府が国連の拷問禁止委員会に提出していた第1回報告書の審査が行われました。

委員会は、「代用監獄」が広くかつ組織的に利用されていることに懸念を示し、日本政府に対して、「未決拘禁が国際的な最低基準に合致するものとなるよう、速やかに効果的な措置をとるべきである」とりわけ、「未決拘禁期間中の警察留置場の使用を制限するべく、刑事被収容者処遇法を改正すべきである」と勧告しました[2※]。

続く2008年5月の人権理事会作業部会でも警察拘禁期間の短縮と取調べのモニタリングが求められました。そして2008年10月の国際人権（自由権）規約委員会（以下「自由権規約委員会」という）の審査においては、ついに「代用監獄の廃止」が明示的に勧告されるに至りました。そして代用監獄制度と取調べの可視化と取調べの時間規制については1年以内にフォローアップ情報を提供することが求められています[3※]。

新政権が発足し、取調べの可視化については政権内部で導入を前提とした検討が始まっています。また、氷見事件、足利事件、布川事件など重要な事件についての再審が相次いでいます。

市民が刑事裁判に参加する裁判員制度は、市民の目でわかりやすい裁判を実現し、えん罪などの間違った裁判を防ぐことが目的です。これまでの裁判では警察が威圧したり、利益誘導したりして作成した内容虚偽の自白調書をめぐって、捜査官や被告人に詳細な尋問を行うことで、密室である取調室の中で起きた出来事を明らかにしようとしてきました。しかし、裁判員制度では一つの事件の裁判のために割ける時間はずっと短くなってしまいます。

代用監獄制度が今のまま存続し、取調べの実態を簡単に明らかにする方法がなければ、これまではかろうじて無罪となっていたようなケースでも、裁判員の皆さんが取調室の中で起きていることについて正確に知ることができずに、誤った有罪判決を下してしまう危険性があるのです。

国際機関が日本政府に対して廃止を求めている「代用監獄」とは、いったいどのようなものなのでしょうか。

拷問禁止委員会委員を招いて開催した、映画「それでもボクはやってない」上映会の模様

委員3名のほか国連職員やNGO関係者など約60人が参加。痴漢冤罪の青年が長期間拘束され裁判を受けるストーリーに、「これは本当の話か。日本はそれでも先進国か」など、大きな反響があった。

[1※]正式名称「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」。日本政府は、1999年（平成11年）に批准した拷問等禁止条約に基づいて、この報告書を提出していました。

[2※]8頁参照。[3※]11頁参照。

日本政府報告書を審査する自由権規約委員会

代用監獄とは

警察の留置場は、本来、逮捕された被疑者を裁判所に連れて行くまでの間、一時的に留め置く場所で、10日間や20日間、あるいはそれ以上もの間、被疑者を勾留するための場所ではありません。法律上、被疑者を勾留する場所は法務省の管轄する「監獄」であるにもかかわらず、やむを得ず「監獄」に勾留することができない場合には、監獄法の規定※によって、警察の留置場を「監獄」の代わりに使用できるとしたこと、これが、「代用監獄」という仕組みです。

※監獄法第1条第3項には「警察官署ニ附属スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得」と規定されていた。

監獄法は刑事被収容者処遇法※によって約百年ぶりに全面改正され、「監獄」は「刑事施設」、「代用監獄」は「代用刑事施設」と呼ばれることになりました。しかし、代用監獄の仕組みは変わっておらず、また「ダイヨーカンゴク」は国際語にもなっています。そこで日弁連では、引き続き「代用監獄」という言葉を使っています。

※正式名称「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」2007年（平成19年）6月施行。

日本では、犯罪の嫌疑を受け身体拘束される場合の手続と、拘束される場所は、次の図のようになっています。本来であれば、裁判官による勾留決定がなされた後は、警察留置場（代用監獄）に戻されることなく、法務省管轄下の拘置所に送られるところですが、実際には、例外であるはずの代用監獄に引き続き勾留される場合がほとんどです。

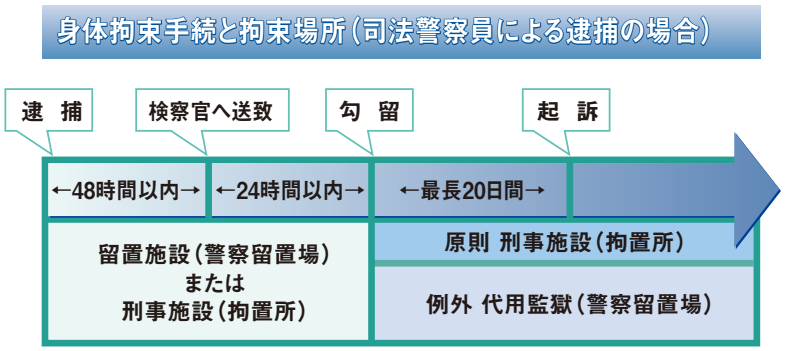

※事件を細分化して、再逮捕を繰り返せば、簡単にこの2倍、3倍にも延長されます。

しかし、国際的にみると、日本のように長期間、被疑者を警察署に拘束し続けることを認める国は、ありません。

警察拘禁期間の国際比較

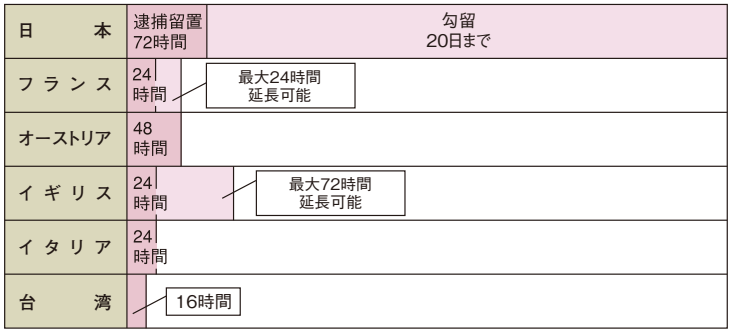

では、このように世界的にもまれな「代用監獄」とは、具体的にどんな点が問題なのでしょうか。

なくならない冤罪事件

1980年代、死刑が確定した事件での再審無罪判決が、わずか5年余の間に4件も相次いだことがありました。また、2008年7月14日、東京高等裁判所は、布川事件について*、検察官による即時抗告を棄却し、再審の開始を支持する決定を出しました。決定のなかで裁判所は、いったん代用監獄で自白させられた2名の再審請求人が、拘置所に移送された後には否認するに至ったにもかかわらず、再び代用監獄に送られたことについて「虚偽自白を誘発しやすい状況に請求人らを置いたという意味で」「大きな問題があった」とし、代用監獄制度を利用して虚偽自白を得た捜査手法の問題性を指摘しました。この決定に対して検察官が特別抗告していましたが、2009年12月15日、最高裁はこれを棄却し、再審開始が確定しました。

この布川事件は1960年代の事件、死刑再審無罪4事件は1950年代までの事件ですが、冤罪は今なお、なくなってはいません。

*布川事件

1967年（昭和42年）8月に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件について、事件発生から40日以上たって、当時20歳と21歳の二人の青年が軽微な別件で逮捕されました。二人は、代用監獄での取調べ過程で自白させられましたが、拘置所に移されてからの検察官の取調べでは否認して、否認調書が作成され、強盗殺人については書類の上では釈放になりました。

しかし、当初の逮捕事実とは別の事件でそれぞれ起訴されて、起訴後の勾留中に代用監獄に逆送され、そこで再度強盗殺人事件について自白させられて、強盗殺人罪で追起訴されました。

公判では二人とも一貫して否認し、二人と犯行を結び付ける物証はなく、有罪の証拠は曖昧な目撃証言と、矛盾・変遷が著しく、客観的事実とも矛盾する二人の自白しかありませんでしたが、一審は無期懲役の判決。控訴、上告はいずれも容れられず、無期懲役刑が確定し、服役後、1996年11月に仮釈放となりました。

二人が仮釈放後の2001年12月に申し立てた第二次再審請求で、2005年9月に再審開始決定が出されました。検察官が即時抗告しましたが、これを棄却した東京高等裁判所の決定は、「虚偽自白を誘発しやすい状況に請求人らを置いたという意味で、請求人らの警察署への再移監には大きな問題があったというべきである。」と指摘しています。

検察官は特別抗告して最高裁まで争いましたが、最高裁は特別抗告を棄却し、再審開始が確定し、2011年5月24日に水戸地方裁判所土浦支部で再審無罪判決が言い渡され、同年6月7日の経過をもって無罪が確定しました。

1　志布志事件

2003年4月の鹿児島県議選をめぐって、公職選挙法違反（買収）で志布志町の住民ら13名が起訴された事件。検察側は物証を欠き、自白を唯一の証拠としましたが、公判では全員が否認しました。

2007年2月に鹿児島地裁は被告人全員に無罪判決を出し、検察が控訴しなかったため無罪が確定しています。被告人の多くは代用監獄に長期間（最も長い人は185日間）、勾留され続け、長時間（1日14時間以上のケースも）に及ぶ連日の取調べによって虚偽の自白を強要されました。警察は「（同時に逮捕した）妻も認めている」と嘘を言ったり、家族の名前などを書いた紙を被疑者に踏ませて自白するよう迫ったりしています。

この事件は、4回の会合で合計191万円が買収のために支払われたというものでしたが、判決は、2回の会合について投票を依頼した側の県議候補にアリバイの成立を認めた上、「被告人らの自白の中に、あるはずもない事実がさもあったかのように具体的かつ迫真的に表現されていることは、自白の成立過程で、自白した被告人らの主張するような追求的・強圧的な取調べがあったことをうかがわせる」として、過酷な取調べがされた可能性を指摘しています。検察は控訴を断念し、無罪が確定しました。

*鹿児島地方裁判所2007年2月23日判決

警察留置場の内部（平成19年版警察白書より）

2　北九州放火殺人事件（引野口事件）

2008年3月には、被告人（女性）が実兄を殺害し放火した等として起訴された事件について、殺人及び放火について無罪とする判決*が言い渡され、検察は控訴することなく確定しました（引野口事件）。この事件では、定員2名の女性用留置場（代用監獄）に、被告人と一緒に収容されていた同房者が、被告人の「犯行告白」を聞いたと述べ、その証拠能力が問題となりました。判決は、警察が「同房者を通じて捜査情報を得る目的で、意図的に被告人と同房者の2人を同房状態にするために代用監獄を利用したものということができ、代用監獄への身柄拘束を捜査に利用したとの誹りを免れない」とし、「同房者を介して捜査機関による取調べを受けさせられていたのと同様の状況に置かれていたということができ、本来取調べとは区別されるべき房内での身柄留置が犯罪捜査のために濫用されていたといわざるを得ない」、と批判しました。これはまさに、捜査機関が、同房者をいわば「スパイ」として代用監獄に送り込んだという事案であり、捜査と留置が一体となって被告人の自白獲得のために機能した典型例です。

*福岡地方裁判所小倉支部2008年3月5日判決

3　氷見事件

2002年に富山県氷見市で起きた強姦と強姦未遂事件。無実の男性が警察に嘘の自白を強要され、逮捕・起訴され、懲役3年の実刑判決を受けて服役を終えました。ところが男性が出所後の2006年、たまたま真犯人が現れたため、検察が無罪判決を求めて再審を請求し、2007年に無罪が確定しています。

4　佐賀連続殺人事件（北方事件）

2007年には、佐賀県内で3人の女性が殺害された事件の犯人として逮捕・起訴され、死刑を求刑されていた男性の無罪判決が確定*しています。

男性は、別件で代用監獄に勾留されている間に、殺人を認める「上申書」を作成するように強要され、これが殺人罪での逮捕に利用されました。しかし、裁判所は、上申書は違法に入手されたものであるとして、証拠として採用しませんでした。

*福岡高等裁判所2007年3月19日判決

5　杷木町事件

2003年10月、国税還付金をだまし取ったとして福岡県杷木町の町長（女性）が逮捕され、代用監獄

に勾留されました。

取調べでは机を蹴られたり、タバコの煙を吹きかけられ、耳のそばで大声を出され、一日中怒鳴られるなどされた上、午前・午後のお茶も「お茶を飲んでトイレに行こうとして取調べを逃れているのか。」と言われ、飲めなくなりました。就寝後も、警察官がずっと付いていて、24時間プライバシーはなかったといいます。

この事件は、2005年4月に無罪判決が確定*しました。

*福岡地方裁判所2005年（平成17年）3月25日判決

6　足利事件

1990年に栃木県足利市で発生した幼児誘拐殺人事件では、被害者の下着に残された犯人のDNA型と一致したとして、菅家利和さんが任意同行されました。菅家さんは「自分はやっていない」と繰り返しましたが、「科学捜査だからすぐわかるんだ、お前がやったんだよ、証拠があがっている、素直に本当のことを話せ」などと自白を強要されました。その結果、菅家さんは何を言っても信じてもらえないと絶望し、その日の深夜、「自分がやりました」と嘘の自白をして、逮捕・起訴されました。

菅家さんは、一審の最終段階から否認に転じましたが、一審、二審ともにDNA鑑定と自白の信用性を認め、2000年には最高裁もDNA型の再鑑定を求める弁護側の主張を無視して上告を棄却し、無期懲役が確定しました。2002年、弁護団が独自に行ったDNAの再鑑定結果をもとに宇都宮地裁に再審を請求しましたが、2008年12月、同地裁は弁護側の再鑑定結果を信用できないとして棄却しました。抗告審で東京高裁が命じた再鑑定の結果、犯人のDNA型と菅家さんのDNA型は一致しないことが判明し、検察庁は再審開始決定前の2009年6月、刑の執行を停止する措置を執って菅家さんを釈放しました。再審公判は、同年10月に開始され、2010年3月26日宇都宮地裁は「DNA鑑定に証拠能力はなく、自白も虚偽で、菅家さんが犯人でないことは明らか」と判示して無罪を言い渡しました。

7　共通点

これらの事件に共通するのは、被疑者が長い期間「代用監獄」に勾留され、嘘の自白をするよう強要されたり、あるいは以前にした嘘の自白を維持させられたということです。

代用監獄は、冤罪の温床

1　代用監獄の本質は「自白強要システム」

捜査を行う警察が被疑者を拘束し、管理し、全生活を支配するのが、「代用監獄」の本質です。警察の言うとおりにする被疑者には、取調室でタバコを吸わせたり、食事をさせるなどの便宜を与えることもあります。しかし、容疑を否認する者は朝から晩まで取り調べ、警察の言うとおりにしなければ、どんな不利益を被るかもしれないと不安にさせます。心も体もぼろぼろに疲れ果てさせ、人格を傷つけ、破壊してまで、自白を強要するシステム。たとえ直接的な暴行や脅迫がなくても、全生活が警察に管理されているということ自体が圧力として働き、被疑者を捜査機関の言うとおりに従うよう仕向けることになるのです。

2　「被疑者取調べ要領」の発覚

2006年4月、愛媛県警の現職警部のパソコンから「被疑者取調べ要領」と題するファイルが流出して、大問題になりました。その内容は捜査官の取調べにあたっての心得を13項目にわたって記載したものです。

マニュアルは、否認している被疑者を長時間取り調べて「弱らせ」たり、また、留置場内で被疑者に声をかけるなど、被疑者の身体を24時間管理していることを、最大限に利用して取り調べるよう、勧めています。

> **3　粘りと執念を持って「絶対に落とす」という気迫が必要**
>
> 調べ官の「絶対に落とす」という、自信と執念に満ちた気迫が必要である
>
> **4　調べ室に入ったら自供させるまで出るな。**
>
> ○　被疑者の言うことが正しいのでないかという疑問を持ったり、調べが行き詰まると逃げたくなるが、その時に調べ室から出たら負けである。
>
> **11　被疑者には挨拶・声をかける**
>
> 留置場内で検房時等必ず被疑者に声をかけ挨拶する。
>
> **12　被疑者は、できる限り調べ室に出せ**
>
> ○　自供しないからと言って、留置場から出さなかったらよけい話さない。どんな被疑者でも話をしている内に読めてくるし、被疑者も打ち解けてくるので出来る限り多く接すること。
>
> ○　否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ。（被疑者を弱らせる意味もある）
>
> 愛媛県警平成 13 年 10 月 4 日付適性捜査専科生用「被疑者取調べ要領」から抜粋

日本政府は、拷問禁止委員会の審査の場で、このマニュアルはベテラン捜査官が警察学校での講義のために作成した資料であることを認めましたが、個人的に作成したもので、警察組織として作成したものではないと弁明しました。しかし、これが捜査官の指導に利用されていたこと自体が大問題です。

被疑者を長い時間取り調べて弱らせ、自白させることを可能にするのが、「代用監獄」制度なのです。

代用監獄の様々な弊害

警察庁は、1980年に、捜査部門と留置部門を「分離」したので、代用監獄の弊害はなくなったと主張します。しかし、それ以降も、自白強要などの違法捜査だけでなく、生活のあらゆる場面で数多くの問題が生じています。とりわけ否認している被疑者にとって、代用監獄は人権侵害の温床となるのです。

例えば、

◎違法・不当な取調べが行われたとしても、不利益を恐れて、留置担当者に訴えることすらできないことも多く、訴えても、なかなか取り上げてもらえない。

◎留置場の日課時限に反して、夜間や長時間の取調べがなされても、留置担当者は捜査官に「取調べの打切りを検討するように要請」できるだけで、やめさせる権限はない。

◎便宜供与（いわゆる面倒見）は決して珍しいことではなく、同室者を利用した不当な捜査も行われている。

◎全生活を支配することから、女性に対するわいせつ行為の危険もあり、現に被害が生じている。

◎警察の留置場には常勤の医師はおらず、連行のための人手不足などから、外部の医療機関での診察も、実際にはなかなか受けられない。

◎防音設備の整った部屋（保護室）がないことを理由に、危険な「防声具」を使用することがある。

等々、代用監獄の弊害は、枚挙にいとまがありません。

国際社会の評価は？
～世界も驚く「DAIYO-KANGOKU」～

1 「被疑者は速やかに裁判官の下に連れて行かれなければならない」とはどういう意味？

日本も批准している、国際人権（自由権）規約の第9条第3項は、逮捕された人は「すみやかに」裁判官のもとに連れて行かれなければならないとしています。これは、警察から裁判官のところに連れて行かれた後は、二度と警察に戻してはならないという趣旨であり、「すみやかに」とは「2、3日を超えてはならない」※意味だとされています。

日本の代用監獄のように、逮捕から20日以上も警察に留め置く制度は、極めてまれなのです。そして、この23日という制限も、事件を細分化して再逮捕を繰り返せば、簡単に2倍、3倍にも延長でき、ひどい事件では半年以上も警察の取調べが続くケースすら報告されています。

※自由権規約委員会一般的意見8(16) 2(9条・身体の自由及び逮捕又は抑留の手続) 1982年7月27日採択

2 1993年・1998年自由権規約委員会所見

1993年、自由権規約委員会は、「主要な懸念事項」として、「勾留が迅速かつ効果的に裁判所の管理下に置かれることがなく、警察の管理下に委ねられていること、……代用監獄制度が警察と別個の官庁の管理下にないこと」を指摘しました。さらに、1998年には、「委員会は、代用監獄制度が、捜査を

担当しない警察の部局の管理下にあるものの、分離された当局の管理下にないことに懸念を有する」として、日本政府に対し、代用監獄の廃止が勧告されました。

3　2007年拷問禁止委員会勧告

そして2007年（平成19年）5月には、国連の拷問禁止委員会が、代用監獄の廃止を求める最終見解を発表するに至ったのです。これにより日本政府には、1年以内に代用監獄の廃止に向けた回答をする義務が課せられましたが、政府が2008年5月に拷問禁止委員会に提出された回答では、代用監獄の必要性を繰り返すだけでした。

しかし、国際社会からの批判はとどまるどころか、ますます厳しくなっています。

拷問禁止委員会での日本政府報告書審査の模様

4　2008年人権理事会も警察拘禁の短縮を勧告

2005年、国連総会の下部機関として人権理事会が設立されました。人権理事会は、すべての加盟国の人権状況について普遍的・定期的審査（UPR）を行い勧告をします。

2008年、ジュネーブで行われた人権理事会の日本政府に対する審査では、日本政府の報告書をもとに理事国およびオブザーバー国の政府代表との間で活発な議論が交わされました（会議の模様は、国連人権高等弁務官事務所のHP上で中継され、ビデオはウェブ上で閲覧できます）。

代用監獄と取調べの問題に関しては、7か国が発言し、アルジェリア、ベルギー、カナダ、イギリスの4か国は明確に警察拘禁を短縮することあるいは取調べのモニタリングを求めました。日本政府は、警察部内で捜査・取調べと拘禁の機能を組織として分離していること、取調べの完全な可視化は捜査官と被疑者との信頼関係を傷つけ、取調べによる真実の発見を困難にするとし、勧告の受け容れを拒否しました。

代用監獄制度は日本政府にとって国際外交上の重大課題となっています。

5　代用監獄の廃止を求めた2008年自由権規約委員会第5回政府報告書審査

国連の人権条約に基づき設置されている自由権規約委員会は、日本政府に対する第5回政府報告書審査を2008年10月に実施し総括所見を発表しました。[1※2※]

委員会が採択した総括所見では、第18項で、「刑事施設及び刑事被収容者処遇法のもとで、捜査と拘禁が公式に分離されたにもかかわらず」代用監獄における拘禁と取調べが本質的に危険であることを認めています。

「代用監獄システムは、そのもとでは被疑者は23日間にも及ぶ期間、保釈の可能性なく、最初の72時間においては限定された弁護士に対するアクセスしか与えられないで、警察拘禁施設に拘禁されうるものであり、長期に及ぶ取調べと自白を得るための濫用的な取調べ方法のリスクを増加させる」との指摘は、制度そのものが規約に違反することをこれまでにないほど明確に認めたものといえます。

また、「締約国は、すべての被疑者が取調べ過程の最中を含み弁護士と秘密に交通できる権利、逮捕されたその時から、かつ、犯罪嫌疑の性質に関わりなく法律扶助が受けられる権利、自分の事件と関連するすべての警察記録の開示を受ける権利及び医療措置を受ける権利を確保すべきである。締約国は、また、起訴前保釈制度も導入すべきである」として、規約人権委員会は、代用監獄の廃止を正面から要求しています。

委員会の今回の総括所見は、前向きの改善がみられないわが国の刑事司法制度の根本的な人権問題といえる「代用監獄制度」について、強くその廃止を求めたものなのです。

[1※] http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/liberty_pam.pdf

[2※] 日弁連編『日本の人権保障システムの改革に向けて』(現代人文社，2009)

日弁連作成パンフレット『改革を迫られる日本の人権保障システム』

6　取調べの全面可視化・弁護人立会を求めた委員会総括所見

総括所見19項では、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）についての指摘があります。

「委員会は、取調べに弁護人が立ち会うことが、真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取調べの機能を減殺するとの前提のもと、弁護人の立会いが取調べから排除されていること」、

「取調べ中の電子的監視方法が散発的、かつ、選択的に用いられ、被疑者による自白の記録にしばしば限定されていること」や、「主として自白に基づく非常に高い有罪率についても、懸念を繰り返し表明する。この懸念は、こうした有罪の宣告に死刑判決も含まれることに関して、さらに深刻なものとなる」として、深刻な危険性を指摘しています。

その上で、委員会は

①厳密な被疑者への取調べの時間の制限やこれに従わない場合の制裁措置を規定する法律

②取調べの全過程の録画機器の組織的な利用

③取調べ中の弁護人の立ち会いの権利化

という具体的な措置を採用することを要求しました。

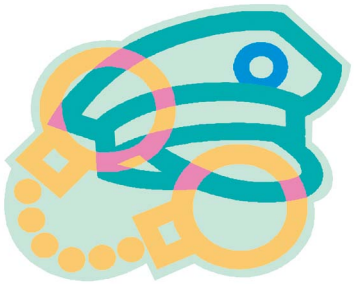

代用監獄容認論に反論する

1 「捜査と拘禁は分離された」か？

警察庁は、1980年以降、捜査部門と留置部門は分離され、代用監獄の弊害はなくなったと主張します。しかし、愛媛県警の取調べマニュアルに書かれているように、捜査官も留置場内に入りますし、被疑者の押送業務を担当することもあります。他方、留置担当者には、留置場の日課時限を無視した長時間・深夜の取調べを禁止する権限もありません。

捜査と拘禁の分離は、まったく不十分です。

2 「欧米とは法制度が違う」？

法務省・警察庁は、わが国の刑事手続は欧米とは異なっているので、代用監獄は必要かつ現実的なものだと主張しています。日本政府は起訴前勾留期間が20日と限定され、捜査のための時間が限定されていることを、代用監獄存続の根拠として主張しています。しかし、起訴前の保釈制度を導入すれば、短期間に捜査を遂げなければならない事件数はかなり限定でき、このような言い訳によって世界に例を見ない長期間の警察拘禁を正当化することはできません。

各国がどのような法制度をとっていても、捜査と拘禁は分離されなければならない、というのが国際人権法上の原則なのです。この原則に違反する代用監獄制度は、認められません。

3 「勾留被疑者の代用監獄への勾留割合98.3%」という「現実」の背景

法務省は、勾留されている被疑者の約98%が代用監獄に留置されているという実態からすれば、それと同程度の人数を収容できる拘置所を新設することは不可能だ、と主張しています。

しかし、まず必要なことは、「代用監獄を廃止する」という方針の確立です。正しい政策に必要な予算は、国がきちんと確保すべきです。えん罪の防止のための予算は率先して確保し、拘置所の整備を急ぐべきです。それまでに時間がかかるというのであれば、否認事件や少年事件のように、自白強要の危険性の高い事件について代用監獄への収容を禁止し、また既存の警察留置場を法務省の所管とするなどの工夫も検討されるべきです。

4 結論

自由権規約委員会は、先に述べたとおり、取調べの可視化の必要性を明確に指摘し、代用監獄の廃止と弁護人の立ち会い、取調べの時間制限、起訴前の保釈制度導入などのきわめて重要な改革課題を日本政府に示しました。これらの改革を実現することこそが、裁判員制度のもとで、えん罪事件の発生を未然に防止するため必要不可欠であるといえます。

代用監獄を廃止しよう！

代用監獄が虚偽の自白を強要し、えん罪の温床となるなど、様々な人権侵害の危険性があることは、これまでの説明でお分かりいただけたと思います。

日本弁護士連合会は、これからも総力をあげて、代用監獄制度の廃止に取り組んでいきます。

国連の規約人権委員会が示した総括所見の履行状況については、委員会と政府間で対話を継続するフォローアップ手続が設けられています。

委員会は、17項（死刑制度）、18項（代用監獄）、19項（取調べ）および21項（独居拘禁）について、履行状況の報告を求めています。日本政府は2009年12月24日に委員会に報告（フォローアップ・コメント）提出しました。このコメントでは、取調べの可視化については検討中、起訴前の保釈と証拠開示については今後の検討課題としましたが、代用監獄の廃止や弁護人の立会い、取調べ時間の法令に基づく制限などについては実質的な拒否回答がなされています。

国連の人権機関は日本の刑事司法の問題点が自白偏重の捜査にあることを指摘し、ここに改革の中心課題を定めてきたといえます。日本弁護士連合会では、今後も引き続き国内の世論を盛り上げ、取調べの可視化の早期実現はもちろん、この総括所見に盛られた代用監獄の廃止をはじめとする刑事司法の改革課題の実現を強く求めていきたいと考えています。

世界も驚く「DAIYO－KANGOKU」
「代用監獄」と国連拷問禁止委員会・人権理事会・自由権規約委員会勧告

発行日　2007年12月15日　第1版第1刷発行
2008年 9月 1日改訂　第2版第1刷発行
2010年 3月 1日改訂　第3版第1刷発行
2012年12月26日改訂　第4版作成
発行者　日本弁護士連合会
編集者　日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1−1−3
TEL：03−3580−9841（代）
URL：http://www.nichibenren.or.jp
印刷所　協北印刷株式会社

日本弁護士連合会